

準中型仮免用 (熟読してください。)

2020.8.22

1 仮免許による運転練習上の注意事項

※ 仮免許は一人で自動車の運転はできません。また、練習以外の目的で運転はできません。

1 仮免許による運転練習

仮免許証の交付を受けた方は、道路において、定められた期間に一定の練習をしなければ準中型免許を受けることができません。

次の項目を守って安全に練習してください。

- (1) 準中型免許を受験する日を基準として過去3月以内に最低5日以上であること。
- (2) 練習時間は、1日あたり、概ね50分以上行うこと。
- (3) 練習に用いる自動車は、受験する免許により次の車両を使用すること。

受験免許	自動車の種類	最大積載量	車両総重量	乗車定員
準中型免許	準中型自動車	2t以上4.5t未満	3.5t以上7.5t未満	10人以下

- (4) 練習は、次のいずれかの者を助手席に同乗させ、その指導を受けながら行うこと。
(ただし、同乗指導者が、免許停止期間中の場合はできません。)
 - 練習に用いる自動車を運転できる免許を現に受けており、その期間が通算して3年以上の者
 - 練習に用いる自動車を運転できる第二種免許を現に受けている者
- (5) 練習は、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の交通のひんばんでない道路で行うこと。
- (6) 次の項目の練習を行うこと。(道路交通法施行規則第21条の2の規定)
 - ア 運転装置の操作等
 - 運転姿勢を正しく保つこと。
 - 乗降口のドアを閉じ、ルームミラーやサイドミラーを調節する等安全な措置を講ずること。
 - 道路及び交通の状況に応じ、ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作すること。
 - イ 交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転
 - 信号並びに道路標識及び道路標示による交通規制に従うこと。
 - 歩行者を保護する等交通の安全を確保すること。
 - 通行区分等に従い通行すること。
 - 他人に危害を及ぼさないような速度、車間距離及び側方間隔を保つこと。
 - 交差点における通行方法及び合図の方法を守ること。
 - 運転者の遵守事項を守ること。
 - その他道路交通法第108条の28第4項に規定する「交通の方法に関する教則」の内容となっている事項を守ること。

- (7) 運転練習中は必ず仮免許証を携帯すること。(運転練習中の道路交通法違反・事故等により仮免許の取り消しを受け、又は受験ができなくなる場合があります。)

2 練習標識の表示

運転練習中は、必ず練習に用いる自動車の前面及び後面の地上0.4m以上1.2m以下の見えやすい位置に、下記の標識をつけること。



- 材質は金属、木、その他の材料を用い、使用に十分耐えるもの
- 白色の地に黒色で文字を書くこと
- 文字の大きさ「仮免許」は縦・横とも4cm以上、「練習中」は縦8cm以上横7cm以上
- 一文字の線の太さ「仮免許」は0.5cm以上、「練習中」は0.8cm以上

2 路上練習申告書の記載例

練習日時	練習場所	同 乗 指 導 者				
		氏 名	生年月日	所持免許	免許年月日	
〇〇月〇〇日 自 11時30分 至 13時30分	大村市内	山田 太郎		昭 50.1.1	準中型	H20. 8.2
					中 型	
		車 両 登録番号		中 型 二 種	H25.11.24	
				大 型 二 種	H27.11.22	

- 注 (1) 黒か青のボールペン、又は万年筆（ゴム印を含む）ではっきり書くこと。
 (2) 練習時間欄は24時間制で記入すること。
 (3) 練習場所欄は、市・郡名を記入すること。
 (4) 申告は、準中型免許受験申請日の過去3ヶ月以内に練習を行ったもののうちから5日分を記入すること。（*1日2回以上練習しても1回分しか記入できません。受験するうちに3ヶ月を過ぎたら、その日数分また練習して記入すること。）

3 欠格期間中の方

免許取消し等欠格期間中の方は本免許は受けられません。特に免許取消し等を受けた方は、受験日からさかのぼって1年以内に取消処分者講習を受講していることが必要です。受付の時、取消処分者講習終了証明書を提出してください。

4 準中型免許受験に必要な書類等

- (1) 運転免許申請書（登録票）【受験票】
- (2) 有効な免許証がある方は運転免許証
- (3) 準中型仮免許証
- (4) 路上練習申告書
 - ※ 1 5日間の練習終了後、技能試験受験者は必ず所定の要領で技能試験を予約すること。
 - ※ 路上試験を受験するためには、路上試験日の過去3か月以内に5日以上の路上練習が必要です。（5日以上の上記練習がなくても学科試験のみの受験は可能です。）
 - ※ 2 練習に使用した車両の車検証の写し及び同乗指導者の免許証の両面の写しを添付のこと。（教習所の車両及び指導員によるものを除く。）
- (5) 運転免許申請書 ※ H30.4.1 から※
 （準中型一種 4,100円、試験車使用料 2,500円）
 （技能検査 3,900円、試験車使用料 2,500円）
- (6) 取得時講習終了証明書（終了後1年以内のものに限る、準中型車にかかる教習の課程を終了した方のみ）
- (7) 免許証の交付を受ける際 2,050円
- (8) 眼鏡等（必要な方のみ）
- (9) 写真1枚（撮影6か月以内、縦3cm×横2.4cm、無帽、正面、上三分身、無背景）
 上記4（1）の貼付用と同一

— 本免許試験申請日時 —	
受付日	毎週 月・火・木(平日)
受付時間	午前9時～ 午前9時30分まで (学科・技能)
受付場所	学科～1階⑬番受付 技能～1階⑧番受付
※ 当日、最初に申請証紙窓口で証紙を購入後に受付場所へ申請してください。	
※ 午後の受付はありません。	
※ 学科試験はオンライン予約制です。 <u>予約該当者は、別紙の要領で必ず予約を行ってください。</u>	

5 路上試験の実施要領

※ 路上試験を受験する日において、過去3か月以内に5日以上の上記練習をしていること(上記4(4)の路上練習申告書)が必要です。

- (1) 技能試験は、学科試験合格当日の受験を除き予約制となります。別紙「運転免許技能試験の予約制について」を参照してください。
- (2) 試験コースは、試験当日に決定します。
 試験コース（全15コース）は、受験者ごとに異なります。
- (3) 一般道路走行終了後、コース場内で方向変換・縦列駐車の内いずれかを実施します。

6 取得時講習等について

運転免許証の交付申請前までに、準中型車にかかる教習の課程を終了するか取得時講習を受講しなければ、免許証の交付を受けることができません。